

第7期介護保険料の算定について

福祉部 高齢福祉課

1. 第7期の介護保険料

介護保険制度は、高齢者の介護サービス給付や、介護予防事業などの経費について、特別会計で運営し、保険料については3年ごとに見直すこととされています。

平成30年度は、この改定時期にあたり、「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、その中で、笠間市の介護保険特別会計が適正に運営できる保険料を定めるものです。

今後の高齢者人口や、要介護等認定者数の推計値から、計画期間中における、介護サービス事業量・地域支援事業費等の総量等を推計した結果、第7期(平成30年度から3年間)の保険料(月額基準額)は、第6期(平成27～29年度)と同額の5,200円といたしました。

第1号被保険者保険料の基準額の推計

(単位：千円)

	2018年度 (平成30年度)	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額	6,093,723	6,445,936	6,911,783	19,451,443
地域支援事業費	284,437	288,991	295,804	869,231
第1号被保険者負担相当額	1,466,977	1,549,033	1,657,745	4,673,755
調整交付金相当額	314,197	331,982	355,454	1,001,633
調整交付金見込交付割合	4.9%	4.7%	4.5%	
調整交付金見込額	306,028	313,391	319,909	939,328
介護給付費準備基金取崩額				405,000
保険料収納必要額				4,331,060
所得段階別加入割合補正後被保険者数	23,162人	23,540人	23,810人	70,512人
予定保険料収納率	98.29%			
保険料の基準額	月額 5,200円		※前期と同額	
	年額 62,400円			

2. 保険料算定における諸要因について

上昇要因

- ・要介護認定者(介護給付費)の増加が見込まれる
- ・制度改正による影響
 - ①65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合の変更 (第6期)22%→(第7期)23%
 - ②介護報酬改定による給付費の増加 (改定率+0.54%)
 - ③介護職員処遇改善加算の上乗せによる影響 (H31.10月施行)

上昇抑制要因

- ・要介護認定率伸び幅の縮小

		伸び幅
第5期〔H24〕	13.9% → 〔H25〕 14.6% → 〔H26〕 14.7%	0.8P
第6期〔H27〕	15.3% → 〔H28〕 15.3% → 〔H29〕 15.7%	0.4P
- ・介護給付費準備基金の活用

第6期までに積み立てた基金の一部を取り崩し給付費に充当

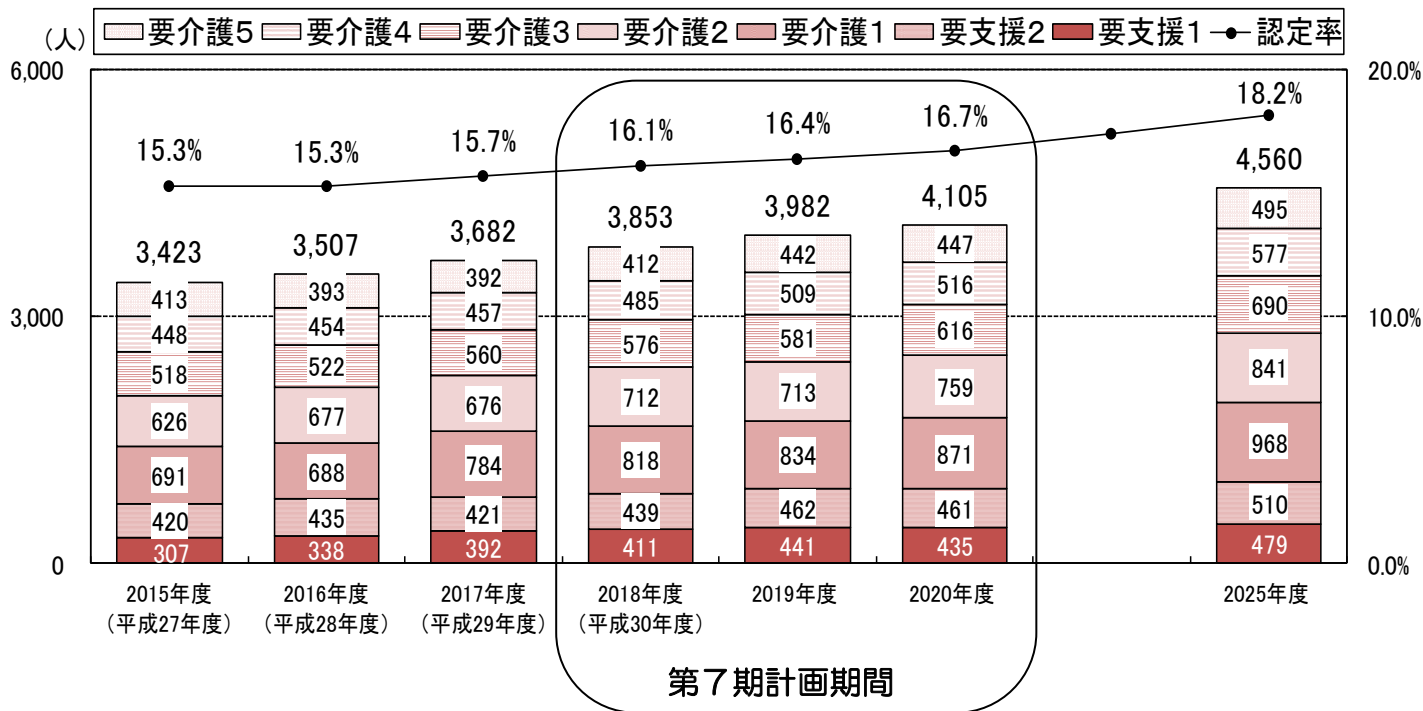
3.第1号被保険者の所得段階別保険料

第5段階を基準とし、所得に応じた負担になるように、ご本人の所得や世帯の住民税課税状況などによって、下記のとおり10段階に分かれます。

段階	対象者		基準額に 対する割合	介護保険料			
				年額	月額		
第1段階	本人が 住民税非課税	非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の 老齢福祉年金受給者 年金収入等80万円以下	0.50 (0.45)	31,200 (28,080)	2,600 (2,340)	
第2段階							年金収入等80万円超120万円以下
第3段階							
第4段階	本人が 住民税非課税	課税世帯	年金収入等80万円以下	0.90	56,160	4,680	
第5段階 【基準額】			年金収入等80万円超	1.00	62,400	5,200	
第6段階	本人が 住民税課税	本人が	合計所得金額120万円未満	1.20	74,880	6,240	
第7段階			合計所得金額120万円以上200万円未満	1.30	81,120	6,760	
第8段階			合計所得金額200万円以上300万円未満	1.50	93,600	7,800	
第9段階			合計所得金額300万円以上500万円未満	1.70	106,080	8,840	
第10段階			合計所得金額500万円以上	1.80	112,320	9,360	

※第1段階における()内の数値は、平成27年度からの低所得者の負担軽減強化策による軽減後の数値を示しています。

【参考】要介護認定者推計 -要介護認定率実績と将来人口推計値から算出- (単位：人)



(公表不可の理由) 介護保険料の算定額の内容を含むため

(公表不可期間) H30年2月22日 計画策定委員会終了時まで